

令和4年度

償却資産(固定資産税)申告のご案内



市内に事業用の償却資産を所有している方は、毎年1月1日現在の資産の状況を1月31日までに申告していただく必要があります。

◆償却資産とは

会社や個人の方が事業のために所有している資産です。具体的には、構築物、機械・装置、車両・運搬具、工具・器具・備品などが該当します。

なお、自動車税・軽自動車税の対象となるものは償却資産の対象外です。

※所得税・法人税の確定申告において必要経費に算入されるものは、必ず償却資産の申告が必要です。

なお、所有する償却資産の課税標準額の合計が150万円未満(免税点未満)の場合、固定資産税は課税されません。

◆申告が必要な方

令和4年1月1日現在、会社や個人で工場や商店などを経営している方

・駐車場やアパートを貸し付けている方

・農業等を営んでいる方で、その事業に用いることができる償却資産を市内に所有している方

※初めて申告される方は、所有している全ての資産について申告してください。

なお、免税点未満の方でも申告が必要です。

◆注意事項

申告漏れの資産があることが判明した場合、最大で5年間さかのぼって課税されます(過年度分に係る市税はその全額が一括で徴収されます)。

なお、償却資産が未申告とみられる場合、国税庁等の資料を閲覧させていただき、資産内容を確認させていただく場合があります。

◆申告の方法

償却資産申告書・種類別明細書を1月31日①までに資産課税へ提出してください。

※申告書および明細書は、資産課税ウェブページまたは同課窓口で入手

◆その他

eLTAX(エルトックス)による電子申告も利用できます。
<https://www.eltax.lta.go.jp>



問合せ

資産税課(2階)

TEL 20 1579 FAX 20 1609

家屋調査にご協力ください



◆家屋を新築・増築したときは家屋調査を実施します

令和3年中に建物を新築・増築した方は令和4年度から固定資産税が課税されます。その課税の基礎となる評価額を算出するため、職員の訪問による家屋調査または図面等をお借りして評価をする書類調査を行います。

対象となる家屋の所有者の方には家屋評価の案内文を送付しますので、書類等の準備が整いましたら日程調整のご連絡をお願いします。

なお、職員は「固定資産評価補助員証」を必ず携帯して訪問します。

◆家屋を取り壊したときは届け出を

登記をしている家屋を取り壊したときは、法務局で建物滅失登記を行ってください。登記をしていない家屋の場合、市資産税課へ家屋滅失届出書の提出をお願いします。届け出がないと誤って課税してしまう原因になりますのでご注意ください。

なお、年の途中で取り壊した場合でも、基準となる1月1日現在在家屋が存在していた場合は、その年の固定資産税は課税されます。



問合せ

資産税課(2階)

TEL 20 1579 FAX 20 1609